

郡山市戸籍の届出における本人確認等事務処理要綱

平成 15 年 9 月 9 日制定

平成 20 年 4 月 25 日一部改正

平成 22 年 2 月 5 日一部改正

令和 7 年 6 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、戸籍の届書を提出した届出人及び使者（以下「来庁者」という。）に対する身分確認（以下「本人確認」という。）及び届書に記載されている届出人へ届書を受理した旨の通知（第 1 号様式、以下「事務連絡」という。）を行うことにより、第三者からの虚偽の戸籍届出を防止し、併せて市民の個人情報保護するとともに、戸籍の記録の正確性を確保することを目的とする。

(対象とする届出の種類)

第 2 条 この要綱は、創設的届出のうち、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届及び認知届を対象とする。

(本人確認の対象者)

第 3 条 本人確認は、来庁者に対して行うものとする。

(本人確認の方法)

第 4 条 本人確認は、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）第 11 条の 2 第 1 号に規定する方法による本人確認に必要な書類（以下「身分証明書等」という。）の提示を求め、戸籍届出本人確認票（第 2 号様式、以下「確認票」という。）に必要事項を記入して行う。

(事務連絡)

第 5 条 届出人のすべてについて本人確認ができたときを除き、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）その他法令、通知等に定める審査を行った上受理し、本人確認ができなかった届出人に事務連絡を行う。この場合、「届出があったことを届出人に連絡する。」旨を、来庁者に告知するものとする。

(郵送による届出があった場合の事務処理方法)

第 6 条 郵送による届出があった場合は、届出人のすべてに事務連絡を行う。

(事務連絡の処理方法等)

第 7 条 事務連絡の処理方法等については、次のとおりとする。

(1) 宛先及び宛名

ア 宛先は、届出人の住民基本台帳又は戸籍の附票上の住所とする。届出日と同日以後に住所変更の届出がされている場合には、変更前の住所とする。

イ 届出により氏に変更となる者についての宛名は、変更前の氏とする。

(2) 送付方法

転送不要の郵便物として送付する。

(3) 返送された場合の処理

宛先不明等により返送された郵便物は、再送することなく確認票とともに綴るものとする。

(本人確認後の整理及び記録等)

第 8 条 本人確認等の経緯を明らかにするため、届書欄外に本人確認及び通知の有無、来庁者に関する確認事項等を記載し、その届書の写し及び確認票を併せて綴り、次の各号に掲げる区分に応じ確認台帳として管理する。

(1) 通知有

通知発送日ごとに綴る。

(2) 通知無

届書受理日ごとに綴る。

2 本人確認台帳の保存期間は、当該年度の翌年から1年とする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

年 月 日

〒

様

郡山市長

印

お 知 ら せ

あなたからの戸籍届出については、下記のとおり受理されましたのでお知らせします。

記

- 1 受理年月日 年 月 日
- 2 届出の種類
- 3 届出人氏名 様
様
- 4 届出対象者氏名 様
様

このお知らせは、ご本人以外の方から届出があった場合や、ご本人が本人確認書類をお持ちでなかった場合に、虚偽の届出の早期発見のためご本人に通知するものです（戸籍法第27条の2第2項）。

【問い合わせ先】

〒963-8601

郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市市民課戸籍係

TEL 024-924-2131

戸籍届出本人確認票

受附番号		受附年月日		届出種別	認知・婚姻・離婚・縁組・離縁	
<p>・身分証明書等を確認してよろしいでしょうか。</p> <p>・「はい」の場合 → 1へ</p> <p>・「いいえ」の場合（持ってこない者を含む。） → 2へ</p>						
確認	<p>・身分証明書等により<u>来庁者が届出人か使用者か</u>を把握</p> <p>・身分証明書等の種別も併せて確認</p> <p>免：運転免許証 旅：パスポート マ：個人番号カード 他：その他（写真のある官公署発行の証明書等）※写真のないものは、確認できないので、2へ</p> <p>無：持参していない 拒：提示拒否 不在：来庁していない</p> <p>※以下の欄に<u>氏名</u>を記入し、<u>該当する確認状況</u>に丸を付けてください。</p>					
	届出人の場合			使用者の場合		
1	確認できた届出人			確認状況	免 旅 マ 他	
	届出人（氏名）	確認状況	証明書の名称及び記号番号等	証明書の名称及び記号番号等		
		免 旅 マ 他				
		免 旅 マ 他		住所		
		免 旅 マ 他				
		免 旅 マ 他		氏名		
		免 旅 マ 他				
2	確認できなかった届出人			届出人と	※	
	届出人（氏名）	確認状況	備 考	の 関 係		
		無 拒 不在	不受理申出 有 ・ 無	備考		
		無 拒 不在	不受理申出 有 ・ 無			
		無 拒 不在	不受理申出 有 ・ 無			
		無 拒 不在	不受理申出 有 ・ 無			
	無 拒 不在	不受理申出 有 ・ 無				
<p>本人確認ができなかった届出人がいた場合、事務連絡を郵送する旨を来庁者に告知してください。※縁組・離縁の養子が15歳未満である場合は届出人である法定代理人（親権者等）に郵送します。</p> <p><告知内容></p> <p>・届出があったことを届出人宛てに、後日、お知らせを郵送します。</p> <p>・届出と同日以後に住所変更の届出がされている場合には、変更前の住所宛てに郵送します。</p>						
				受 付 窓 口		
				確認（告知）担当者		